

自動車運転代行業に関する窓口一覧

(平成27年4月1日以降)

平成27年4月1日より、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第五十七号)に基づく国土交通大臣の事務・権限※(法第十三条第四項に規定するものを除く。)が都道府県知事に移譲されます。

移譲後の各県の担当部署は以下のとおりです。

令和3年4月1日現在

県名	担当部課等名	電話番号
福岡県	企画・地域振興部 交通政策課	092-643-3166
佐賀県	地域交流部 交通政策課	0952-25-7525
長崎県	地域振興部 交通政策課	095-895-2061
熊本県	企画振興部 交通政策課	096-333-2164
大分県	企画振興部 観光・地域局 交通政策課	097-506-2153
宮崎県	総合政策部 総合交通課	0985-26-7037
鹿児島県	企画部 交通政策課 陸上交通係	099-286-2455

※ 参考(移譲される事務・権限)

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意 (法第5条第4項)
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意 (法第7条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知の受理 (法第8条第2項)
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知の受理 (法第9条第3項)
- ・自動車運転代行業約款の届出の受理 (法第13条第3項)
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査 (法第21条第2項)
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理 (法第22条第1項)
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知 (法第22条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令の要請 (法第23条第2項)
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意 (法第23条第3項)
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意 (法第24条第2項)